

○財務省告示第十号
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、
平成二十三年十二月二十日に発行した割引短期国
債の発行条件等を次のとおり告示する。
平成二十四年一月十日

財務大臣 安住 淳

一 名称及び記号 国庫短期証券（第二百四十六回）

二 発行の根拠の法律及びその条項 東日本大震災からの復興のため
の施策を実施するために必要な
財源の確保に関する特別措置法
（平成二十三年法律第百十七号）

三 振替法の適用等 第六十九条第一項及び特別会計
に関する法律（平成十九年法律
第二十三号）第四十六条第一項
社債、株式等の振替に関する法
律（平成十三年法律第七十五号）
以下「振替法」という。）の規定

四 発行方法 振替機関は日本銀行とする。
価格を競争に付して行われる入
札（以下「価格競争入札」とい
う。）による発行（以下「価格競
争入札発行」という。）及び価格
競争入札と同時に行われる入札
であつて、財務大臣が各国債市
場特別参加者ごとに応募限度額
を定めるものによる発行（以下
「国債市場特別参加者・第I非
価格競争入札発行」という。）

